

# いつでもどこでも らくらく手続き

お申込み・詳細についてはこちらから!

らくらくアクセス! 〈イーチョイス〉  
新ネット募集システム **e-CHOICE**

<http://ezoo.jp/ds4/A0007272510>

上記URLにアクセス頂き、お見積りに必要な簡単な情報を入力いただければすぐに加入手続きができます。

パンフレットをご確認されたい方は、

大阪府職員生協



スマートフォンでも手続きできます→



一斉募集期間

令和7年8月1日(金) ~ 令和7年8月31日(日)

上記募集期間を過ぎてから新規申込希望の方は、最終ページ 代理店連絡先までご連絡ください。

保険期間

令和7年10月17日(金)午後4時~令和8年10月17日(土)午後4時まで

加入資格

お申込人となれる方は大阪府職員生活協同組合員に限ります。



ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」等をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

団体契約のため  
**20%**  
割安です

「病気」にそなえる

団体

**医療保険**

(正式名称: 団体総合生活保険 医療補償)

団体契約のため  
**20%**  
割安です

「がん」にそなえる

団体

**がん保険**

(正式名称: 団体総合生活保険 がん補償)

団体契約のため  
**24%**  
割安です

「個人賠償責任補償・弁護士費用等  
(人格権侵害等)」や「携行品」は  
必ず傷害補償とセットでご加入  
ください。

大阪府自転車条例  
にも対応!!

「ケガ」にそなえる

団体

**傷害保険**

(正式名称: 団体総合生活保険 傷害補償・個人賠償責任  
・弁護士費用等(人格権侵害等)・携行品)

団体契約のため  
**20%**  
割安です

「介護」にそなえる

団体

**介護保険**

(正式名称: 団体総合生活保険 介護補償)

# 組合員とそのご家族の暮らしを 4つのそなえでトータルにサポート!

## オプション

### 三大疾病・重度傷害一時金



がん診断確定された



脳卒中入院した



病気で入院した



退院後通院した

## 基本補償 医療



病気で手術を受けた



放射線治療を受けた

## オプション

注目 がん再発転移保険金

注目 がん先進医療保険金

注目 抗がん剤治療保険金

・がん女性特定手術保険金



がん診断確定された



がんで手術を受けた

## 基本補償 がん



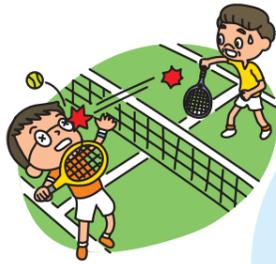
がん診断確定され入院した



がん診断確定され通院した  
(除く初期プラン)

詳細はP5・6をご確認ください

詳細はP7・8をご確認ください



スポーツ中にケガをした



自転車で転倒した

## 基本補償 傷害

・特定感染症危険補償特約付帯  
・天災危険補償特約付帯



熱中症で搬送された

## 介護

40歳以上の方が対象



要介護3以上の認定を受けた



親の介護に備えて

## オプション

### 個人賠償責任補償

### 携行品

### 弁護士費用等補償特約

大阪府自転車条例に対応!



誤って自転車で他人をケガさせてしまった



ビデオカメラを誤って落とした



法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼した

募集期間外では付帯できません

詳細はP9・10をご確認ください

詳細はP11・12をご確認ください

# ご加入のご検討をいただくにあたり、次の3点のご確認をお願いします。

## Check 1 / 募集要領のご確認

①お手続き方法	<p>「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認の上、e-CHOICEにてお申込みください。</p> <p>●新規にご加入される方 e-CHOICEにてお申込みください。募集期間中にしかご加入いただけませんので、ご注意ください。 ▲「団体医療保険」、「団体がん保険」、「団体介護保険」に新規ご加入の方は、健康状態の告知が必要となります。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。</p> <p>●既にご加入の方 <b>現在の加入内容から変更、訂正のない場合は、お手続きは不要です。（自動継続されます）</b> 今回ご継続されない場合・その他種目追加・被保険者の変更などがある場合は、e-CHOICEにて変更手続きください。 注：新たに団体医療保険・団体がん保険・団体介護保険にご加入される方、またこれらの保険に既にご加入で補償内容がアップするプランへ変更される方は、新規での加入扱いになり、健康状態の告知も必要となります。</p>
②保険料の払込方法	<p>令和8年1月給料分より毎月引き取りとなります。 ▲給与天引できない所属(国、警察、高校等)に異動された場合は、未払込保険料を一括でお支払いいただきます。</p>
③加入者票の送付	<p>加入者票は、令和7年10月上旬に送付いたします。ご加入内容等お間違いがないか必ずご確認ください。</p>
④脱退される場合	<p>大阪府職員生活協同組合を脱退される場合は、ご加入をそのまま続けることができません。所定の手続きが必要となりますので、必ず取扱代理店：大阪エイドセンター【電話番号06-6946-7620】までご連絡ください。</p>
⑤ご退職される場合	<p>ご退職される方で、引き続き大阪府職員生活協同組合組合員になる場合には、500円の出資金が必要となる場合があります。詳しくは大阪府職員生活協同組合窓口【電話番号06-6942-0990】までお問い合わせください。</p>
⑥ご加入内容の変更など	<p>住所や電話番号など、ご加入内容に変更がある場合は、取扱代理店：大阪エイドセンター【電話番号06-6946-7620】までご連絡ください。お手続きにあたって、必要な書類を送付させていただきます。</p>
⑦死亡された場合	<p>ご加入者（大阪府職員生活協同組合員）が死亡された場合は、直ちに大阪エイドセンター【電話番号06-6946-7620】までご連絡ください。ご契約が失効となるため、お手続きのご案内をお送りします。なお他の被保険者もご継続いたしません。</p>

## Check 2 / ご加入内容に関する“お願い”と“お知らせ”。

### ご加入内容をご確認ください

ご加入・ご更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。e-CHOICE画面反映事項等につきましては、P26の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、e-CHOICEにて変更手続きください。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店：大阪エイドセンターまでお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。



## Check 3 / お申込人となれる方、保険の対象となる方のご確認

- お申込人となれる方(ご加入者)：大阪府職員生活協同組合員
- 保険の対象となる方(被保険者)：加入の型(個人型・家族型)、特約により異なります。

### 医療・がん

#### ▶ 保険の対象となる方(被保険者) 満0歳以上満89歳以下(\*1)

- 組合員本人
- 組合員の配偶者(\*2)
- 組合員の子ども(\*2)
- 組合員の兄弟姉妹(\*2)
- 組合員の父または母(\*2)
- 組合員と同居のご親族(\*3)

### 個人型

#### ▶ 保険の対象となる方(被保険者)

- 年齢制限はありません
- 組合員本人
  - 組合員の配偶者(\*2)
  - 組合員の子ども(\*2)
  - 組合員の兄弟姉妹(\*2)
  - 組合員の父または母(\*2)
  - 組合員と同居のご親族(\*3)

#### ▶ 補償される方の範囲

- 被保険者本人(注)のみ

親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

### 家族型

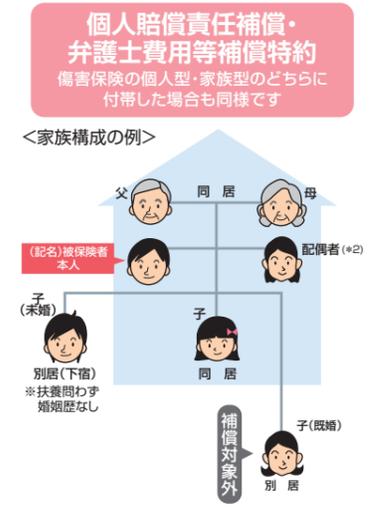
#### ▶ 保険の対象となる方(被保険者)

- 組合員本人
- 組合員の配偶者(\*2)
- 組合員の子ども(\*2)
- 組合員の兄弟姉妹(\*2)
- 組合員の父または母(\*2)

#### ▶ 補償される方の範囲

- 被保険者本人(注)
- 被保険者の配偶者
- 被保険者またはその配偶者の同居のご親族
- 被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

### 対象範囲のイメージ



※ 保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注) 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方を言います。

### 介護

#### ▶ 保険の対象となる方(被保険者) 満40歳以上満84歳以下(\*1)

- 組合員本人
- 組合員の配偶者(\*2)
- 組合員の子ども(\*2)
- 組合員の兄弟姉妹(\*2)
- 組合員の父または母(\*2)
- 組合員と同居のご親族(\*3)

(\*1) 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。(医療補償・介護補償・がん補償)

(\*2) 扶養・同居に関係なく対象となります。

(\*3) ご親族とは、ご本人の6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)

※ 個人賠償責任において、ご本人が未成年者または上記の補償される方の範囲に記載の方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り)。

(\*4) 保険の対象となる方(被保険者)の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り適用されます。(婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

# 団体医療保険

(正式名称: 団体総合生活保険 医療補償)

団体契約のため  
**20%**  
割安です

団体割引20%を適用しています

「充実の補償」と「団体割引適用により割安な保険料」でみなさまをサポート!

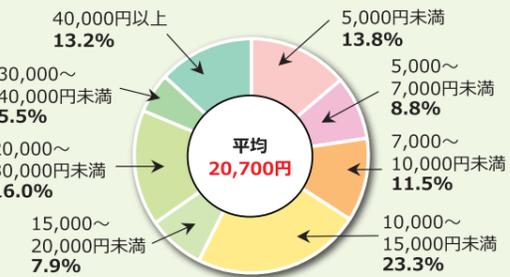
## 医療基本補償

**改定あり** オプション「三大疾病・重度傷害一時金特約」の補償が拡大されます! 詳細は後述「商品改定のご案内」をご覧ください。

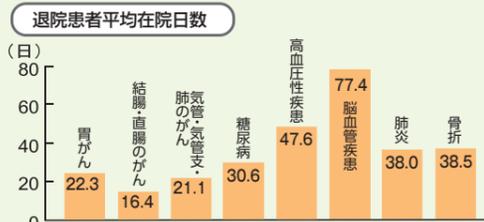
**特長1** 日帰りの入院から補償! **特長2** 退院後の通院も補償!

入院費っていくらぐらいかかるの? **!** もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

入院時の1日あたりの自己負担費用 【集計ベース: 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))】



さらに 病気によっては入院期間が長くなります。



だから 入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

### 疾病入院保険金



病気で入院したとき  
(1日目から)  
※1回の入院について180日を限度とします。

### 疾病手術保険金



病気で手術\*1をしたとき  
\*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして\*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。  
\*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」とをいいます。

### 放射線治療保険金



病気でケガで放射線治療を受けたとき  
※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

### 退院後通院保険金



病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したとき  
※1回の入院後の通院について90日を限度とします。

## おすすめオプション

### 三大疾病・重度傷害一時金

- がんが診断確定されたとき  
(三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんが罹患(りかん)したことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。)
- 急性心筋梗塞となり入院されたとき
- 脳卒中となり入院されたとき

※三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)がセットされています。  
※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。



### 3大疾病の平均入院日数

悪性新生物(がん) **19.9日**  
脳血管疾患 **89.5日**  
心疾患(高血圧性のものを除く) **20.3日**

【出典】厚生労働省「平成26年患者調査」より

## 保険金額と月額保険料

**お手軽プラン**  
(入院保険金日額 3,000円)

おすすめ

**しっかりプラン**  
(入院保険金日額 5,000円)

※ご加入口数は1口のみです。

補償内容 タイプ名	医療基本補償	医療基本補償 + 三大疾病		医療基本補償	医療基本補償 + 三大疾病	
	OP	OP5	OP10	SP	SP5	SP10
疾病入院保険金日額		3,000円			5,000円	
疾病手術 保険金額	重大手術*1	12万円			20万円	
	上記以外の手術	入院中	3万円	入院中	5万円	
		入院中以外	15,000円	入院中以外	25,000円	
放射線治療保険金額		3万円			5万円	
退院後通院 保険金日額		1,500円			2,500円	
オプション 三大疾病・ 重度傷害一時金額	補償なし	50万円	100万円	補償なし	50万円	100万円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ名	医療基本補償	医療基本補償 + 三大疾病		医療基本補償	医療基本補償 + 三大疾病	
	OP	OP5	OP10	SP	SP5	SP10
0~4才	290円	380円	470円	490円	580円	670円
5~9才	220円	320円	410円	360円	460円	550円
10~14才	200円	310円	430円	320円	430円	550円
15~19才	230円	330円	430円	380円	480円	580円
20~24才	330円	410円	490円	560円	640円	720円
25~29才	360円	520円	670円	600円	760円	910円
30~34才	390円	630円	860円	640円	880円	1,110円
35~39才	420円	780円	1,130円	710円	1,070円	1,420円
40~44才	490円	980円	1,480円	810円	1,300円	1,800円
45~49才	660円	1,350円	2,050円	1,100円	1,790円	2,490円
50~54才	880円	1,800円	2,710円	1,460円	2,380円	3,290円
55~59才	1,250円	2,540円	3,820円	2,080円	3,370円	4,650円
60~64才	1,840円	3,640円	5,430円	3,070円	4,870円	6,660円
65~69才	2,560円	5,040円	7,510円	4,270円	6,750円	9,220円
70~74才	3,680円	7,250円	10,820円	6,130円	9,700円	13,270円
75~79才	4,750円	8,950円	13,160円	7,920円	12,120円	16,330円
80~84才	5,870円	11,080円	16,300円	9,790円	15,000円	20,220円
85~89才	6,140円	12,210円	18,270円	10,230円	16,300円	22,360円

60~89才 退職後もご継続いただけます。別途ご照会ください。被保険者年齢が89才を超えた場合、更新できません。

※保険料は、被保険者(保険の対象となる方ご本人)の年齢(保険期間の開始時=令和7年10月17日における満年齢)によって異なります。  
※1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

加入(更新)時の保険料は、保険の対象となる方ご本人の満年齢により変わります。令和7年10月17日時点で33歳の方は、2年後は35歳の保険料になります。

# 団体がん保険

(正式名称: 団体総合生活保険 がん補償)

団体契約のため  
**20%**  
割安です

団体割引20%を適用しています

## がん基本補償

**改定あり** 通院補償がさらに充実します! 詳細は後述「商品改定のご案内」をご覧ください。

特長

## がんと診断確定されたときの一時金やがんによる入院・手術・通院\*も補償!

\*一部対象外のプランもございます。



### がん診断保険金

がん診断保険金は自由にご活用いただけます。がんと診断確定\*1されたとき

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

### がん入院保険金 がん手術保険金

がんで入院(日帰り入院も含む)や所定の手術\*2をしたとき

\*2 時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。(「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。)



### がん通院保険金 がん通院延長保険金

がんで入院(日帰り入院も含みます。)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療\*3のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。

\*3 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

## 今や2人に1人は「がん」になる\*といわれる時代。職員生協の「がん保険」がみなさまをしっかりと守ります!

\*東京大学医学部附属病院 放射線科准教授 緩和ケア診療部長 中川恵一著 「ビジュアル版がんの教科書」

### おすすめオプション

#### がん女性特定手術保険金

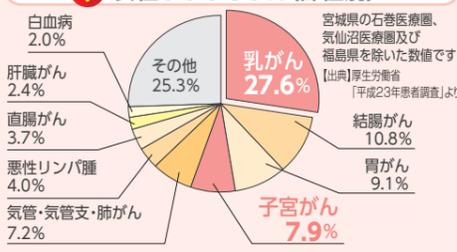
女性特有のがんで以下の手術を受けられたとき



「がん女性特定手術特約」がおすすめです!

- ① 乳房切除術 (皮膚を切開し、病変部を切除する。手術をしい、生検をします。)
- ② 子宮全摘除術
- ③ 両側卵巣全摘除術

#### 女性がかかるがん(部位別)



#### 注目 がん再発転移保険金

がんで所定の治療\*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたとき

治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。  
\*1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

#### 注目 がん先進医療保険金

がんで先進医療\*1を受けたとき

\*1 先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

#### 注目 抗がん剤治療保険金

がんで抗がん剤治療\*1を受けたとき

\*1 対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。

\*ご加入口数は1口のみです。

## 保険金額と月額保険料

### 初期プラン

### 安心プラン

### おすすめ

### 新安心プラン

補償内容 タイプ名	保険金額				保険金額				保険金額	
	T30	J30	T15	J15	G1	G1J	G2	G2J	KG	KGJ
がん診断保険金額	300万円		150万円		300万円		150万円		150万円	
がん入院保険金日額(1日あたり)	20,000円		10,000円		30,000円		15,000円		15,000円	
がん手術保険金額(手術の種類により)	20万円・40万円・80万円		10万円・20万円・40万円		30万円・60万円・120万円		15万円・30万円・60万円		15万円・30万円・60万円	
がん通院保険金日額(1日あたり)	補償なし		補償なし		15,000円		7,500円		7,500円	
がん通院延長保険金日額(1日あたり)	補償なし		補償なし		15,000円		7,500円		7,500円	
がん女性特定手術保険金額	補償なし	50万円	補償なし	50万円	補償なし	50万円	補償なし	50万円	補償なし	50万円
注目 がん再発転移保険金額	補償なし		補償なし		補償なし		補償なし		150万円	
注目 がん先進医療保険金額	補償なし		補償なし		補償なし		補償なし		300万円	
注目 抗がん剤治療保険金額	補償なし		補償なし		補償なし		補償なし		10万円	

保険金をお支払する主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

被保険者満年齢 (令和7年10月17日時点)	基本 T30		基本 T15		基本 G1		基本 G2		基本 KG	
	J30	J15	J15	J15	G1J	G2J	G2J	G2J	KGJ	KGJ
0~4才	210円	220円	100円	110円	230円	240円	120円	130円	220円	230円
5~9才	240円	250円	120円	130円	260円	270円	140円	150円	270円	280円
10~14才	360円	370円	180円	190円	390円	400円	200円	210円	350円	360円
15~19才	270円	280円	140円	150円	310円	320円	150円	160円	320円	330円
20~24才	210円	230円	110円	130円	310円	330円	160円	180円	360円	380円
25~29才	730円	780円	370円	420円	940円	990円	480円	530円	770円	820円
30~34才	1,490円	1,580円	740円	830円	1,930円	2,020円	960円	1,050円	1,400円	1,490円
35~39才	2,620円	2,760円	1,310円	1,450円	3,400円	3,540円	1,700円	1,840円	2,510円	2,650円
40~44才	3,650円	3,840円	1,830円	2,020円	4,890円	5,080円	2,440円	2,630円	3,750円	3,940円
45~49才	5,170円	5,420円	2,590円	2,840円	7,020円	7,270円	3,510円	3,760円	5,450円	5,700円
50~54才	6,400円	6,690円	3,200円	3,490円	8,760円	9,050円	4,390円	4,680円	7,370円	7,660円
55~59才	8,840円	9,170円	4,420円	4,750円	12,180円	12,510円	6,090円	6,420円	10,560円	10,890円
60~64才	13,830円	14,160円	6,910円	7,240円	18,930円	19,260円	9,460円	9,790円	15,900円	16,230円
65~69才	19,140円	19,460円	9,580円	9,900円	25,610円	25,930円	12,810円	13,130円	21,540円	21,860円
70~74才	26,990円	27,300円	13,500円	13,810円	34,920円	35,230円	17,460円	17,770円	28,890円	29,200円
75~79才	30,950円	31,260円	15,470円	15,780円	39,320円	39,630円	19,650円	19,960円	33,320円	33,630円
80~84才	37,150円	37,460円	18,580円	18,890円	45,910円	46,220円	22,950円	23,260円	37,750円	38,060円
85~89才	42,010円	42,320円	21,000円	21,310円	50,810円	51,120円	25,410円	25,720円	39,680円	39,990円

加入(更新)時の保険料は、保険の対象となる方ご本人の満年齢により変わります。令和7年10月17日時点で33歳の方は、2年後は35歳の保険料になります。保険の対象となる方ご本人の年齢が89才を超えた場合、更新できません。

\*ご加入または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)\*についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

# 団体 傷害保険

(正式名称: 団体総合生活保険 傷害補償・個人賠償責任・弁護士費用等(人格権侵害等)・携行品)

団体契約のため  
**24%**  
割安です

団体割引20%・損害率による割引15%  
を適用しています  
(個人賠償責任・弁護士費用等(人格権侵害等)・携行品、  
天災危険補償保険料は、損害率による割引は適用されません。)

さまざまな事故によるケガまたは熱中症や日常生活での損害賠償事故<sup>\*1</sup>などを補償します!

<sup>\*1</sup>「オプション」にご加入の場合のみ。

## 傷害基本補償

**改定あり** 熱中症リスクの高まりを踏まえ基本補償化されます! 詳細は後述「商品改定のご案内」をご覧ください。

**特長1** ケガによる入院・通院を『1日目から』補償!

日常生活やレジャー等で起こる「急激かつ偶然な外来」の事故に起因するケガに対応します。

**特長2** 日本国内外のケガを24時間補償!

日常生活だけでなく海外・国内旅行中のケガにも対応します。

### 特定感染症危険補償特約

特定感染症<sup>\*1</sup>を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。ただし、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払の対象となりません。  
<sup>\*1</sup> 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



熱中症で搬送された

さらに  
天災危険も補償!

★地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となります。



個人賠償責任補償・弁護士費用等補償特約・携行品は必ず**傷害補償とセット**でご加入ください。オプションのみのご加入はできません。

## おすすめオプション

### 個人賠償責任補償

**特長** 日常生活での賠償事故を24時間補償!  
(就業中は除きます。)

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)<sup>\*1</sup>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、**法律上の損害賠償責任を負った場合に**保険金をお支払いします。国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

**例えば...**  
・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。  
・買い物中、誤って商品を壊してしまった。  
・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

<sup>\*1</sup> 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

**!** 自転車事故で他人にけがを負わせた場合、賠償額は高額になることもあります。  
(大阪府の自転車条例にも対応)

### 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

**特長1** 急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合

**特長2** 名誉・プライバシーの侵害、痴漢<sup>\*1</sup>・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ<sup>\*2</sup>等により**精神的苦痛を被った場合**<sup>\*3</sup>

国内において法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

**例えば...**  
・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。  
・電車内で痴漢<sup>\*1</sup>され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。  
・子どもが学校でいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

<sup>\*1</sup> 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。  
<sup>\*2</sup> 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。  
<sup>\*3</sup> 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。



加害事故

両方ご加入いただくことで  
どちらもサポート!!

被害事故



### 携行品

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。(紛失・置き忘れ等は除きます。)

<sup>\*</sup> 自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含まれません。)、商品・製品や設備・什器等は、補償の対象となりません。



海外旅行中ハンドバッグを  
ひったかれた



外出先で誤って  
ビデオカメラを落とって壊した



ゴルフ場でプレー中に誤って  
クラブを折ってしまった

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。  
<sup>\*</sup> 個人賠償責任補償において、ご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。ご本人とは、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

## 保険金額と月額保険料

- \*1 オプション(KBB、KB、PP)にご加入いただく際は、必ず傷害補償A~Fのいずれかのプランと一緒にご加入ください。オプションのみのご加入はできません。
- \*2 現在、個人賠償責任補償(KB)にご加入の方で、弁護士費用等補償特約も追加された方は、加入プランを「KBB」にご変更ください。

## 個人型

お一人ずつのニーズに合わせてお選びください。 <sup>\*</sup>ご加入口数は1口のみです。

個人型の被保険者(保険の対象となる方)は、大阪府職員生活協同組合の組合員およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および組合員と同居している親族)です。(補償される方の範囲については、P.4をご参照ください。)

### オプション\*1

補償内容 個人型タイプ名	A	B	C	*2 <b>おすすめ</b>		PP
傷害死亡・後遺障害 保険金額	200万円	400万円	600万円			携行品 保険金額 免責金額: 5,000円
傷害入院 保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円	○	○	
傷害手術 保険金額 <sup>*3</sup>	入院中 2万円 入院以外 1万円	入院中 4万円 入院以外 2万円	入院中 6万円 入院以外 3万円			
傷害通院 保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円			
特定感染症 危険補償特約	基本補償と同額 (後遺障害・入院・通院)			○	×	
月額保険料	740円	1,480円	2,220円	390円	210円	月額 保険料 60円

<sup>\*</sup>「個人賠償責任補償」「弁護士費用等補償」は家族型です。家族型の補償される範囲については、P.4をご参照ください。

## 家族型

家族の人数が多い方におすすめのプランです。 <sup>\*</sup>ご加入口数は1口のみです。

保険の対象となる方(被保険者)は、大阪府職員生活協同組合の組合員およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹)です。(補償される方の範囲については、P.4をご参照ください。)

### オプション\*1

補償内容 家族型タイプ名	D	E	F	*2 <b>おすすめ</b>		FP
傷害死亡・後遺障害 保険金額	200万円	400万円	600万円			携行品 保険金額 免責金額: 5,000円
傷害入院 保険金日額	2,000円	3,000円	4,000円	○	○	
傷害手術 保険金額 <sup>*3</sup>	入院中 2万円 入院以外 1万円	入院中 3万円 入院以外 15,000円	入院中 4万円 入院以外 2万円			
傷害通院 保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円			
特定感染症 危険補償特約	基本補償と同額 (後遺障害・入院・通院)			○	×	
月額保険料	2,650円	4,960円	7,270円	390円	210円	月額 保険料 90円

<sup>\*</sup>「個人賠償責任補償」「弁護士費用等補償」は家族型です。家族型の補償される範囲については、P.4をご参照ください。

<sup>\*3</sup> 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

これからのもしもに備えて

# 団体 介護保険

(正式名称: 団体総合生活保険 介護補償)

団体契約のため  
**20%**  
割安です

団体割引20%を適用しています

超高齢社会における介護リスクに備え、40歳以上の組合員様等への補償をご提供します!

## 介護補償[公的介護保険連動型(要介護3)]

**改定あり** 一部付帯サービスに改定があります! 詳細は後述「商品改定のご案内」をご覧ください。

**特長1** 公的介護保険制度に基づく  
**要介護3以上の認定を受けた場合に一時金をお支払いします!**

**特長2** 介護に必要な初期費用に備えられます!

**特長3** 介護補償のみでご加入が可能!  
また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそ  
のご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています  
(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください)。



**特長4** 構成員のご両親だけでなく、  
**ご本人・ご家族の加入が可能!**

## 〔公的介護保険連動型〕とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

## 〔ご参考:公的介護保険制度の特徴〕

特徴①: 40歳以上の方のみが対象

→「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②: 40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

→40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

## 公的介護保険制度とは

### 〔公的介護保険制度の概要〕

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

### 〔公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

\*1 公的医療保険(国民健康保険-被用者保険)の加入者である必要があります。

## 〔公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

公的介護保険はあるけれど…?

**!** もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は…?

一時費用\*1の合計:  
平均**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

\*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

### 要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)
■自走式 5~21万円 ■電動式 30~67万円	■いす式直線階段用 52万円~ ※工事費別途	■16~61万円 ※機能により金額は異なる
手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
■廊下・階段・浴室用等 2万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)	■水洗式 3~7万円 ■シャワー式 13~19万円	■据置式 24~90万円 ■レール走行式 56万円~ ※工事費別途

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

**!** 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

## 保険金額と月額保険料

※ご加入口数は1口のみです。

補償の型	公的介護保険連動型(要介護3)			
	K100	K200	K300	
タイプ名				
保険金額	<b>100万円</b>	<b>200万円</b>	<b>300万円</b>	
被保険者満年齢 (令和7年10月17日時点)	40~44才	30円	60円	80円
	45~49才	30円	70円	100円
	50~54才	50円	90円	140円
	55~59才	70円	130円	200円
	60~64才	140円	290円	430円
	65~69才	410円	820円	1,230円
	70~74才	910円	1,810円	2,720円
	75~79才	2,100円	4,200円	6,300円
80~84才	4,000円	8,000円	12,000円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(保険期間の開始時=令和7年10月17日における満年齢)によって異なります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

介護保険の保険金請求は一度のみで、保険金請求後は補償が無くなり、保険料の払込も終了します。再加入頂くことも出来ませんので、ご了承ください。

必ずお読みください

団体総合生活保険の  
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償				
① 傷害補償	② 医療補償	③ がん補償	④ 介護補償	⑤賠償・財産・費用

変更する補償					改定項目
①	②	③	④	⑤	
		○			<p>がん通院補償の一本化および保険料改定</p> <p>①補償パターン的一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。</p> <p>②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。</p>
			○		<p>「がん診断保険金」等の保険料改定</p> <p>がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。</p>
			○		<p>「抗がん剤」の定義の改定</p> <p>抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 &lt;対象特約&gt; 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約</p>
	○				<p>「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定</p> <p>①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。</p> <p>②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。</p>
○					<p>参考純率改定等を踏まえた保険料改定</p> <p>2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。</p>

変更する補償					改定項目
①	②	③	④	⑤	
	○				<p>熱中症の補償追加</p> <p>昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」 対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。</p>
	○				<p>職種級別による料率区分の廃止</p> <p>傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。</p>
	○				<p>「特定感染症危険補償特約」の保険料改定</p> <p>先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。</p>
			○		<p>「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定</p> <p>①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 &lt;対象特約&gt; 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)</p>
				○	<p>付帯サービスの一部終了</p> <p>利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 &lt;終了対象のサービス&gt; ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」</p>

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-24009-202412



# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。  
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

**緊急医療相談**  
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

**がん専用相談窓口**  
がんに関する様々な悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

**医療機関案内**  
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

**予約制専門医相談**  
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

受付時間\*1: 24時間365日  
**☎ 0120-708-110**  
\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

**転院・患者移送手配** \*2  
転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。  
\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### ・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

**電話介護相談**  
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。  
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。  
\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

**各種サービス優待紹介** \*2  
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3  
※お住まいの地域によってはご利用いただけない場合や、優待を実施できないサービスもあります。  
\*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。  
\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

受付時間：  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

**☎ 0120-428-834**

**インターネット介護情報サービス**  
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。  
[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### ・デイリーサポート 自動セット

法律・法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

**法律・税務相談**  
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。  
[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)  
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

**社会保険に関する相談**  
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

受付時間：  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時  
・税務相談 : 午後2時～午後4時  
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

**☎ 0120-285-110**

**暮らしの情報提供**  
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル 自動セット

**【対象となる補償】  
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合**

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。  
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。  
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

**いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス**  
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。  
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。  
**【対象となる相談内容】**  
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。  
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為  
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間：  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス : 午前10時～午後6時  
**☎ 0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス : 午前7時30分～午前9時30分 / 午後5時～午後10時  
**☎ 0120-106-670**

**痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス**  
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。  
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。  
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

### ・認知症アシスト 自動セット

**【対象となる補償】  
介護補償にご加入いただいた場合**

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時  
**☎ 0120-775-677**

・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時  
**☎ 0120-002-531**

・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時  
**☎ 0120-801-276**

**脳の健康度チェック**  
パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。  
※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。  
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

**認知症介護電話相談**  
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。  
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。  
\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

**「認知症の人と家族の会」の紹介**  
認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会\*2」をご紹介します。\*3  
\*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。  
\*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

### 脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。  
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。  
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』  
【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。

監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。  
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### ご注意ください （各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。  
\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。  
\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

保険期間: 1年

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

## 【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。**この補償については、死亡に対する補償はありません。**

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	等
退院後通院保険金特約 + 傷害不担保特約 (退院後通院保険金用)	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。		
三大疾病・重度傷害一時金特約 + 三大疾病のみ補償特約 (三大疾病・重度傷害一時金用)	保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ■がん*1が新たに生じた診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

保険期間: 1年

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

## 【がん補償】

保険の対象となる方ががん\*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

**この補償については、死亡に対する補償はありません。**

がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合\*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

\*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。  
【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約 + がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じた診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにはがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院保険金	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院を含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院(更新前契約で支払われる通院を含みます。)に対しては、重複してはお支払いできません。 *1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
	がん通院延長保険金	

# 団体 傷害保険 団体総合生活保険 補償の概要等

(正式名称: 団体総合生活保険 傷害補償・個人賠償責任・弁護士費用等(人格権侵害等)・携行品)

保険期間: 1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。  
 ※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

## 【傷害補償】

■保険の対象となる方がケガ\*1\*2をした場合に保険金をお支払いします。  
 \*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。  
 \*2 \*1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合	
がんと再発転移補償特約	<p>がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき</p> <p>■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植</p> <p>▶がん再発転移保険金額をお支払いします。                  ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。</p> <p>*1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。</p>
がん先進医療特約	<p>がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合</p> <p>▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。                  ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。                  i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)                  ii. 先進医療以外の評価療養のための費用                  iii. 選定療養のための費用                  iv. 食事療養のための費用                  v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。                  i. 診察                  ii. 薬剤または治療材料の支給                  iii. 処置、手術その他の治療</p>
抗がん剤治療補償特約	<p>保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合</p> <p>▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。                  ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。                  ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。</p> <p>*1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。                  ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること                  ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること</p> <p>*2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。</p> <p>*4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。</p>
がん女性特定手術特約	<p>がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合</p> <p>■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ■子宮全摘除術                  ■両側卵巣全摘除術</p> <p>▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。                  ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>

【「がん先進医療特約」における粒子線治療\*1費用のお支払いについて】  
 一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。  
 事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

\*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。  
 \*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
 ・粒子線治療\*1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。  
 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。  
 ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。  
 ※変更・中止となる場合があります。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。                  ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ                  ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)                  ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ                  ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ                  ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ                  ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ                  ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ                  ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ                  ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの                  ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ                  ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。                  ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。                  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。                  *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)                  *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。                  ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。                  ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。                  *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線引子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>		
特定感染症危険補償特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <p>■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合                  ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合                  ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)</p> <p>※特定感染症とは・・・                  「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1                  ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症                  ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)                  ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症                  ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症                  ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)</p> <p>等</p> <p>*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。</p>	

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。</p> <p>※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限り、かつ、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*7 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、かつ、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3</p> <p>・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*2</p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3</p> <p>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合</p> <p>・保険契約または共済契約に関する原因事故*6</p> <p>等</p> <p>*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。</p> <p>*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、かつ、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

# 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。保険期間: 1年  
 ※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

## 【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

**この補償については、死亡に対する補償はありません。**

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 【公的介護保険連動型(要介護3)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3
		等
		*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



# 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

※団体総合生活保険 傷害補償・個人賠償責任・弁護士費用等(人格権侵害等)・携行品・医療補償・がん補償・介護補償は、団体傷害保険・団体医療保険・団体がん保険・団体介護保険の正式名称です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。  
 ※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- 【マークのご説明】
  - 保険商品の内容をご理解いただくための事項
  - ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

## I ご加入前におけるご確認事項

- 商品の仕組み**

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。
- 基本となる補償および主な特約の概要等**

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- 補償の重複に関するご注意**

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●携行品特約
- 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
- \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

- 保険金額等の設定**

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

- 5 保険期間および補償の開始・終了時期**

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

- 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等**

(1) **保険料の決定の仕組み**

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。  
 ※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

- (2) **保険料の払込方法**  
 払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。
- (3) **保険料の一括払込みが必要な場合について**

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)  
 ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。  
 ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合  
 ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合  
 ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合  
 ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等  
 ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください。内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。  
 \*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

- 7 満期返れい金・契約者配当金**  
 この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

- 告知義務**  
 加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
 ※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。  
 なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】		★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項			
基本補償・特約	傷害補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 携行品 弁護士費用等	
項目名					
生年月日	★*1	★	★	★*2	
性別	—	★	★*3	—	
健康状態告知*4	—	★	★	—	

- ※すべての補償について「他の保険契約等\*5」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。  
 \*1 ごども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。  
 \*2 ごども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。  
 \*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。  
 \*4 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。  
 \*5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

- 【医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】  
 ①告知義務について  
 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にのれなくご回答ください。  
 なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*6、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきまますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、(お問い合わせ先)までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことから記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

## 6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償等については30日以内に)(お問い合わせ先)までご連絡ください。●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類・高額療養費制度による給付額が確認できる書類・附加給付の支給額が確認できる書類・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認の同意書・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせてご家族といえます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。\*1 法律上の配偶者に限ります。●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	
<b>東京海上日動火災保険株式会社</b> 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の(お問い合わせ先)にて承ります。	
指定紛争解決機関	
<b>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</b>  東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)と間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)	
 <b>0570-022808</b> <通話料有> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。	
【受付時間：平日 午前9時15分～午後5時】(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)	

れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、(お問い合わせ先)まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防くとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)  
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。  
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
医療補償、がん補償、介護補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### 【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく(お問い合わせ先)までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることとなります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく(お問い合わせ先)までご連絡ください。

#### 【ご加入後の変更】

●すべての補償共通  
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、(お問い合わせ先)までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、(お問い合わせ先)の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

#### ●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることとなりますので、ご注意ください。また、ご留意いただけますようお願いいたします。

### 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。\*1 解約日以降に請求することがあります。\*2 始期日からその日を含めて解約日までで、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、(お問い合わせ先)までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき

#### 【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●すべての補償共通  
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

#### 【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることとなりますので、ご注意ください。

#### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

\*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。a. 婚姻意思\*7を有すること  
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
\*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたりに継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について  
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

#### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*8から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*9。

●責任開始日\*8から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*10(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。\*8 ご加入を更新された場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。\*9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。\*10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

#### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただきます(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3 保険金受取人

### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、(お問い合わせ先)までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意  
現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。・新たにご加入の保険契約に対して告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
A I G 損害保険株式会社

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）  
0120-720-110 受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。  
 保険金をお支払いする主な場合     保険金額、免責金額（自己負担額）     保険期間     保険料・保険料払込方法     保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○*1	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。  
 \*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。  
 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

【注意】

医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。  
 \*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。  
 ※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままだご記入ください。\*1  
 告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。\*2

- \*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
- \*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認ください。場合があります。

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。  
 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。  
 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。  
 また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入に際して

必ずお読みください。

ご加入時の同意内容について

- 私と被保険者<sup>(\*)</sup>全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。 \*保険の対象となる方をいいます。
- ①私が契約者である企業または団体の構成員であること
  - ②重要事項説明書の内容 → パンフレットP24～P27
  - ③「ご加入内容確認事項」の内容 → パンフレットP27
  - ④「個人情報の取扱い」の内容 → 26ページ
  - ⑤「告知の大切さに関するご案内」の内容 → 上記

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

Lined writing area for page 29.

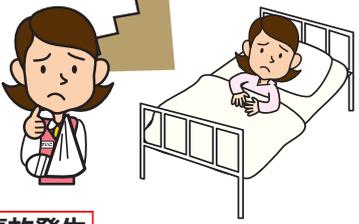


Lined writing area for page 30.



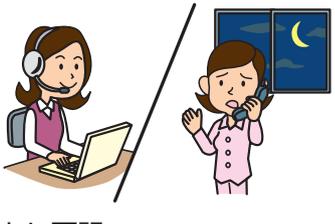
# 保険金のご請求手続き例

1



**保険事故発生**  
(階段から転んでケガをした・病気で入院をした など)

2



すみやかに下記「24時間事故受付サービス」にご連絡をお願いいたします。

3



保険金請求書類をお送りします。治療等が終了しましたら、保険金請求書・必要書類等をお取り揃えいただき、ご請求手続きを行ってください。

4



保険会社にてご請求内容の確認後、ご指定口座へ保険金のお支払いをいたします。

**保険金請求**

## 24時間事故受付サービス

事故はいつどこで起こるかわかりません。24時間体制で事故の受付をしておりますので、ご安心ください。



- 団体 **医療保険**
- 団体 **がん保険**
- 団体 **傷害保険**
- 団体 **介護保険**

〈引受保険会社〉  
**東京海上日動火災保険株式会社**  
事故受付センター（東京海上日動安心110番） 24時間365日  
**0120-720-110**

保険金請求のお手続きは、  
**東京海上日動マイページ**がおすすめ!



この保険は、大阪府職員生活協同組合をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として大阪府職員生活協同組合が有します。

〈ご注意〉

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の一斉募集期間までにご加入者からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

〈取扱代理店〉

お問い合わせ先

**大阪エイドセンター**

〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43  
大阪府新別館北館

**TEL 06-6946-7620**

**FAX 06-6942-9188**

引受保険会社

**(幹事)東京海上日動火災保険株式会社**

(担当課)関西法人営業部 公務チーム  
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12

**TEL 06-6203-0518**

ホームページ [www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

※この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動の単独のお引き受けとなります。